

公園等維持管理業務共通水準書

町田市

目次

1. 施設管理

(1) 施設管理方針	1
(2) 業務内容	1
1) 清掃	1
①清掃の目的	1
②清掃の内容	1
③項目ごとの水準	1
③-1【園地清掃】	1
③-2【便所清掃】	1
③-3【管理所清掃】	2
③-4【排水設備清掃】	2
③-5【池等清掃】	2
③-6【砂場清掃】	2
2) 点検・保守	2
①清掃の目的	2
②項目ごとの水準	2
②-1【消防設備保守等】	2
②-2【空気調和設備保守等】	3
②-3【噴水・流水設備・池浄化設備・井戸ポンプ設備等保守点検等】	3
②-4【電気設備保守】	3
②-5【給水設備保守】	3
②-6【自動扉設備保守】	3
②-7【防犯カメラ保守】	3
②-8【遊具点検】	3
②-9【廃棄物処理】	3
②-10【巡回警備】	3
②-11【その他】	3
(3) 点検後の対応	4
(4) 公園の点検体制	4

2. 植物管理

(1) 植物管理方針	5
(2) 業務内容	5
1) 芝生管理	5
①【芝刈】	5
②【除草】	5
③【捕植】	6
2) 植込み地管理	8
①【刈込み】	8
②【除草】	8
3) 草地管理	9
①【草地草刈】	9
4) 樹木管理	9
①【剪定】	9
②【施肥】	11
③【病虫害防除】	11
5) 樹林管理	12
①【下草刈】	12
②【枝払い】	12
③【除伐・間伐】	12
④【病虫害防除】	12
⑤【捕植】	13
⑥【萌芽更新】	13
⑦【その他】	13
6) 草花管理	13
①【地拵え】	13
②【植付け】	13
③【除草・灌水】	13
④【施肥】	13
⑤【その他】	13
7) 園内維持管理	14
①【灌水】	14
②【枯損木撤去】	14
③【支柱管理】	15
④【植栽地清掃】	15
⑤【その他】	15
(3) 実施水準	17

1. 施設管理

(1) 施設管理方針

- ・ 日常及び定期的な施設の点検と補修修繕、清掃などの保守管理を適切に行い、小さな不具合も発見次第積極的に解消をする。
- ・ 設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。

(2) 業務内容

施設管理業務の仕様は下記の他、東京都建設局公園緑地部編「街路樹等維持標準仕様書」、東京都編「維持保全業務標準仕様書」を指針とすること。

1) 清掃

①清掃の目的

公園施設の利用環境の快適性を維持するためには、日常的、定期的な清掃が必要となる。清掃には、施設の清標さや美観を保つことのほかに、材料の劣化原因を取り除く、腐食等の進行を遅らせる、性能を維持する等の重要な役割がある。

②清掃の内容

清掃の内容は、日常的に行われる園路や広場、植栽地等のごみ、枯れ枝、空き缶拾いを中心とした園地清掃、公園内で発生したごみの収集及び分別作業、トイレや休憩所等の建物清掃、あるいは定期的に行われる流れ、噴水等の工作物清掃である。清掃にあたっては、公園の立地環境や利用状況のほか、生物の生息環境などに配慮した作業方法及び内容を選択することになる。

③項目ごとの水準

③-1【園地清掃】

- ・ 拾い清掃や掃き清掃を適宜組み合わせ、園路や側溝、園地を常にきれいな状態に保つとともに、ゴミは分別を行ったうえ所定箇所へ集積し、散乱を防ぐこと。
- ・ 落葉樹等の落ち葉については、その都度収集、処分すること。
- ・ ベンチ、野外卓、手摺等の公園利用者が触れる部分については、水拭き等を適宜実施すること。
- ・ 看板・案内板等については、清掃を適宜実施すること。

③-2【便所清掃】

- ・ 作業中は利用者の利便性に十分に配慮すること。
- ・ 衛生器具（便器、手洗い器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、天井、照明器具、物入れ等を適切な方法と頻度で清掃し清潔に保つこと。
- ・ こびりついた汚れは、定期的に研磨・特殊洗剤等により除去し、陶器類は表面コーティング等汚れが付きにくくなるような処置をすること。
- ・ 詰まり等にはすぐに対処すること。
- ・ 清掃に用いる洗剤は、適正な量を使用するように配慮すること。
- ・ ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充すること。
- ・ 排水管洗浄・尿石除去等の特別清掃を適宜行うこと。

③-3【管理所清掃】

- ・床ワックス清掃、窓ガラスやブラインド、照明器具等の清掃を適切な方法や頻度で実施し、管理所を快適な状態に維持すること。

③-4【排水設備清掃】

- ・U型溝、排水桝、浸透桝、汚水桝、人孔等の排水設備の性能を維持するため適宜点検を行うとともに溜まった土砂等を除去すること。
- ・豪雨による浸水等を未然に防止するため、出入口等に設置されている排水施設を高压洗浄等により重点的に清掃すること。

③-5【池等清掃】

- ・水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去すること。
- ・池及び流れ部分に発生する藻を定期的に除去すること。
- ・池の浚渫を適宜行うこと。

③-6【砂場清掃】

- ・ゴミ等の異物、動物の糞等の有害なもの及び落ち葉や雑草等を除去し、砂以外の礫等が混入している場合にはフルイ等にかけて取り除くこと。
- ・危険物等（釘、針、ガラスなど）には特に注意し、発見した場合には速やかに取り除くこと。また、砂場表面から原則 15cm 以上の深度まで掘り起こされるよう耕耘作業を行うこと。
- ・耕耘後は砂場を整正し、利用者が使用し易い状態にすること。
- ・砂場清掃を月に 1 回以上実施すること。

2) 点検・保守

①点検の目的

施設点検は、施設修繕の動機付けとして不可欠な作業である。公園利用者が安全に園内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保すること。

- ・電気設備・給排水設備・汚水処理設備などの公園内のライフラインとなる設備機器や、噴水等のポンプ類などの動力設備機器について、各施設が常に正常に作動できるよう、機能保全をはかる。
- ・公園利用者が快適に公園を利用できるよう、すべての施設を、常に清潔な状態に保ち、美観の確保をはかること。
- ・中・長期的な視点に立った維持管理計画を策定し、適切かつ効率的に各施設の維持管理を行うために、各施設の現況を把握すること。

※法定点検等については、公園内にある施設にあわせて法令等を遵守し、適格に点検等を行うこと。

②項目ごとの水準

②-1【消防設備保守等】

- ・消防法第 17 条の 3 の 3 の規定にもとづき、自動火災報知設備や消火器など、点検報告書を所轄消防署に定期的に提出又は提示する義務のある設備について点検を行う

こと。

- ・法令等の定めに沿って、専門業者による点検を適切に実施すること。
- ・点検結果報告書は、所轄消防署へも提出すること。
- ・故障等については適切に対処すること。

②-2【空気調和設備保守】

- ・所定の点検要項にもとづき、専門業者による点検を適切に実施し、良好な状態を保つとともに、故障時については適切に対処すること。

②-3【噴水・流水設備・池浄化設備・井戸ポンプ設備等保守点検等】

- ・設備を点検調整するとともに、故障等については適切に対処すること。

②-4【電気設備保守】

- ・電気設備を点検調整し良好な状態を維持するとともに、故障時については適切に対処すること。

②-5【給水設備保守】

- ・受水槽、揚水ポンプ、制御盤、滅菌器、井戸設備等給水設備を定期的に点検調整するとともに、故障等については適切に対処すること。

②-6【自動扉設備保守】

- ・ドアサッシ、懸架部、駆動装置、制御装置、センサー、電気関連装置等について、年2回以上の点検調整を行い、故障等については適切に対処すること。

②-7【防犯カメラ保守】

- ・防犯カメラ設備の点検・整備を適切に行い、常に正常な機能を十分に発揮させること。

②-8【遊具点検】

- ・日常点検のほか、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）、「遊具の安全に関する基準」（日本公園施設業協会）及び「町田市公園施設マニュアル」に基づき専門業者による点検を年1回以上行うこと。

②-9【廃棄物処理】

- ・清掃等で発生した廃棄物は、分別を行ったうえ公園内に集積した後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係諸規定に準じて適切に処理すること。
- ・資源廃棄物はリサイクルを行い資源の再生化を行う。

②-10【巡回警備】

- ・夜間警備、園内パトロール等各公園の必要性に応じて、適切な巡回警備を行う。業務従事者は、日本赤十字社、消防署等の実施する救急救命訓練を受けた者とし、公園管理の知識等を有していること。

②-11【その他】

- ・上記に記載のない施設や設備（管理許可・占用許可物件等を除く）についても、関係仕様書や市の指導等に基づき適切な保守点検、維持管理業務を行うこと。

(3) 点検後の対応

点検時に異常を発見した場合は、問題の緊急性などを考慮し適切な対応をはかる。

ボルト・ナットの締め固め、汚れ・ごみの除去など、その場で対応できるもの、応急措置を必要とするもの、修繕等を行うまでの間使用禁止措置をとるべきものについて、点検者は適切に判断をし、必要な対応をとるものとする。また、発見された異常や不具合の原因を探ることも事故防止に有効である。たとえば、ボルト・ナットの緩みがあった場合、なぜ緩みが生じたのかの原因を探り、今後の事故防止や破損防止につなげることが重要である。点検で発見された不具合箇所や消耗部品と同種のもので、他の施設でも使用されている場合、予防的な措置として該当する全ての部品を前倒しで修繕・交換することもある。

点検結果については、記録を保存し、点検記録簿や公園施設履歴書に記載するとともに、異常の発見状況を担当者に報告し、必要に応じて現地確認、精密点検等を行ったうえで、修繕・撤去等の対応策について検討する。また、特に、故障や破損により使用禁止と判断した場合は、第一に関係者への報告のうえ、使用禁止措置による安全確保を早急に行い、その後、対応策の検討を行う。

(4) 公園の点検体制

公園施設の点検体制については、下記の事項について留意すべきである。

1. 点検対象物の仕様・図面・マニュアル、メーカー等の基本資料を完備する。
2. 法定点検や保守点検の有資格業者、修繕業者、部品メーカー等のリストを完備する。
3. 施設設備の点検記録簿と公園施設履歴書修繕記録簿を完備する。
4. 法令点検等にかかる各種法律・基準等を把握する。
5. 直営による点検体制を組み込む場合には、必要な研修の受講や資格の取得を行う。
6. 施設等の耐用年数や消耗部品の交換時期を把握する。

2. 植物管理

(1) 植物管理方針

- ・各植栽地の管理に当たっては、来園者の公園利用と安全性を確保しつつ、清掃、病虫害防除、施肥、剪定、刈込み、草刈、芝刈、控え木撤去・取替え、こも巻き等、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施すること。
- ・除草剤は原則として使用してはならない（使用にあたっては事前に市と協議すること）。
- ・危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見に努め、迅速に除去を行う。
- ・発生した枝葉は所定の場所に集積し、「東京都建設リサイクルガイドライン」（最新版）に従い、原則として全てリサイクルする。
- ・すべての作業において、危険防止のため作業エリアをバリケード等で囲い、来園者に対して作業中であることを明示する。

(2) 業務内容

維持管理の仕様は、下記の他、補足資料及び東京都建設局公園緑地部編「街路樹等維持標準仕様書」を指針とすること。

1) 芝生管理

①【芝刈】

芝刈は芝生面を平滑にし、美観を高め、利用状況、利用目的に応じた芝生のほふく生長を促進してターフ密度を高め、光線の透過や通気性を向上させて 病虫害に対する抵抗力を増強することを目的に行う。また、雑草を消滅させたり、雑草の侵入を抑制し除草効果を高めることを目的に行う。

1. 芝生地内にある石等の障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈りむら刈り残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は監督員と協議する。
4. 樹木の根際、柵類のまわりなど、機械刈りの不適當または不可能な場所は手刈りとする。
5. 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より 10cm 程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
6. 刈り取った芝は、すみやかに処理し、刈り跡はきれいに清掃する。

②【除草】

雑草による芝生の日照障害及び生長の抑制作用を取り除いて美観を保持するとともに、通風を良くして害虫等の発生を予防することを目的に行う。

1. 芝生をいためないよう、除草器具などを用いて、根よりていねいに抜き取る。
2. 抜き取った雑草は、すみやかに処理し、除草跡はきれいに清掃する。

③【補植】

芝生の老化や、立地条件の変化や踏圧及び病虫害や雑草の被害などにより発育の見込みがなくなった場合に、その部分及び芝生全体を再生させることを目的に行う。

1. 補植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで、床土を交換したうえ、沈下防止のため、よく転圧する。
2. 張芝にあたっては、周線と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、よく灌水する。

※必要に応じて目土かけやブラッシング、エアレーション、補植等を適切に行う。

〈備考〉

(1) 施肥

芝生の健全な生育を促進させ芝生本来の美しい緑を保つとともに、踏圧、病虫害、寒風等芝生の生育に有害な諸因子に対して抵抗力を備えておくことを目的に行う。また、土壌改良や地力維持を目的に行う。

1. 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 肥料を施す場合は、原則として 降雨直後等で葉面がぬれている時は行わない。

(2) 目土掛け

露出したほふく茎を保護し、不定芽、不定根の萌芽を促進させる、不陸を修正して芝生面を平坦にする、あるいは堆積した刈くずなどの分解を促進させることにより、芝生の表層の状態を良くすることを目的に行う。必要に応じ肥料や土壌改良材を混合する場合もある。

1. 目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けしたものをを用いる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう、入念に混合する。
2. 目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に十分にすり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸修正を勘案しながら行う。

(3) 病虫害防除

病虫害の発生により、芝生の美観や健全な生育が損なわれるのを防ぐことを目的に行う。病虫害は発生してからの処置を講ずる以前に発生を防ぐ環境づくりや、活力ある芝生にするための管理が重要である。

1. やむを得ず薬剤を使用する際は、農薬取締法等の農薬関連法規や農薬安全使用指導指針等、及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分に注意する。
2. 散布方法はそれぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
3. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、実施する。
4. 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分を中心にむらなく散布する。
5. 散布に際しては、風上に背を向けて風上から行う。また来園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分に注意して行う。

6. 散布作業は人体への影響を十分に配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等を着用する。

(4) エアレーション

踏圧により土壌が固結し、通気が悪くなり、根の呼吸や発育が阻害されている芝生地に対して土壌通気を改善するためエアレーションを行う。土壌の通気をはかり地下茎や根の呼吸を助けること、芝生の老化を防止して若返りをはかること、水分や肥料の浸透をよくすることを目的に行う。

1. 芝生の土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
2. 穴及びカッティングの深さ、間隔は監督員と協議する。

(5) 灌水

芝生を乾燥の害から保護し、生育を良好に保つことを目的に行う。一般に日本芝は乾燥に対する抵抗力が大きいので、通常の気象状態ではほとんど灌水の必要性はないが、植栽後の養生期、夏の干天時には必要である。

1. 所定の灌水量を芝生全面に行き渡るよう、均一に散水する。

(6) サッチ除去ブラッシング

芝生の更新と病虫害の防除を目的として、ほふく茎や根などを切断し、茎葉の間の枯草や堆積した枯茎サッチを除去する。特に、芝刈時にその都度集草を行わない場合は、定期的にサッチを除去する。

1. 芝の更新を促すため、レーキやホーク等で芝生面をていねいに回数多く引っかき、ほふく茎や根などを切断するとともに、茎葉の間のサッチ枯葉、枯茎を除去する。
2. 発生したサッチはすみやかに処理すると共に、ブラッシング跡はきれいに清掃する。

(7) その他管理上の留意点

1) 役割・機能に応じた管理区分

作業にあたっては、芝生の果たす役割、機能に応じて、いくつかの管理区分に分けて実施する。競技が適正に実施できるようきめの細かい管理作業が求められる芝生、法面等において土砂の流失や飛砂を防ぐことを目的とする芝生、さまざまなレクリエーション利用に供される芝生など、芝生地の役割や機能により、芝刈、施肥、除草などの管理作業の必要回数は変化させる必要がある。

2) 除草剤の不使用

除草作業は、良好な芝生地を維持する上で重要な作業である。公園においては、利用者の健康被害防止や土壌汚染の問題、生物の多様性を求める観点などからも、除草剤は使用しないことを原則とする。公園において芝生の美しさが重要な景観構成要素となる施設では、芝刈回数を増やす、侵入してくる強害草（スズメノカタビラ、メヒシバ等）を発見次第、人力による抜取除草をすることが必要である。

3) 安全管理

芝刈機の使用時に小石等の飛散物により、利用者や公園内外の施設にあたる事故に十分に注意する。使用者の安全のみならず、利用者や施設等への被害を防止する安全管理の徹底が求められる。

2) 植込み地管理

①【刈込み】

①-1 一般事項

1. 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原型を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝は輪郭線を作りながら刈込む。
2. 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。また針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り充分注意しながら芽つき等を行う。
3. 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
4. 数年の期間をおいて刈込みを実施する場合、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原型に仕立てていく。
5. 刈り取った枝葉はすみやかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去る。刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。

①-2 大刈込み

1. 各樹種の生育状態に依り、刈地原型を十分に考慮しつつ刈り込む。
2. 植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行う。

①-3 低木施肥

(1) 1本立ち及び小規模な寄植えの場合

1. 輪肥、壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準ずる。縦穴及びみぞの深さは20cm程度とする。

(2) 列植の場合

1. 寒肥は、生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
2. 追肥は、列植した植栽に平行に深さ20cm程度のみぞを掘り、みぞ底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。
3. 縦穴、みぞの位置は細根の密生部分よりやや外側とする。

(3) 群植、大規模な寄植えの場合

1. 有機質肥料については、1㎡当り3箇所の縦穴を細り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

②【除草】

②-1 抜取除草

1. 既存地被類をいためないよう除草器具などを用いて根ごと取り除く。
2. 抜き取った雑草は、すみやかに処理し、除草跡はきれいに清掃する。

②-2 刈取除草

1. 既存植物をいためないよう鎌などを用いて、根際より刈り取る。
2. その他は「抜取除草」に準ずる。

3) 草地管理

①【草地草刈】

1. 草地内にある石等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込む。なお、刈り高は監督員と協議する。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいる蔓性雑草もきれいに除去する。
4. 刈草は毎日指定箇所に運搬集積してすみやかに処理し、刈り跡はきれいに清掃する。

4) 樹木管理

①【剪定】

①-1 一般事項

(1) 基本的事項

1. 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、混みすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
2. 剪定方法には、枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
3. 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てる。
4. 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
5. 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
6. 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定する。
7. 剪定した枝葉は、まとめてすみやかに処理し、樹木周辺をきれいに清掃する。

(2) 主な剪定方法

1. 大枝の剪定は、切断箇所の表度が剥離しないよう、切断予定箇所の数10cm上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切返しを行い切除する。切断箇所は樹幹すれすれに切断（フラッシュカット）するのではなく、切断後の自然治癒（巻き込み）を促進するため、ブランチカラー枝のつけ根の膨らんだ部分を残す位置で切断する。大枝の切断面には必要に応じて監督員の指示により防腐処理を施す。
2. 切詰剪定は、主として樹冠の整形のために行い、樹冠以外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置で剪定する。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、しだれやなぎなどは内芽）を残すものとする。

3. 切返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合に、後継枝となる小枝または新生枝の発生する場所を見つけ、その部分から先端の枝を切り取る。
4. 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取る。
5. 藤について、夏・秋期はパーゴラより繁茂した徒長枝、ヒコバエ、花穂などを除去し形を整え、周囲に根がはびこる、樹勢が激しすぎる場合などは、必要に応じて根切りを行うこと。冬期は、花を觀賞できるようにすることを目的とした剪定で、枝の誘引・結束直しも行う。また、癌腫病などの発生が見られる場合には、コブの切除と切り口の殺菌を行うこと。

①-2 弱剪定

1. 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。
2. 主として剪定すべき枝
 - 1) 枯枝
 - 2) 生長のとまった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）
 - 3) 著しく病害虫におかされている枝（以下「病虫害枝」という。）
 - 4) 通風、採光、架線、人や車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）
 - 5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という。）
 - 6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝（以下「不要枝」という。）
 - a. やご（ひこばえ）
 - b. 幹ぶき（胴ぶき）
 - c. 飛び枝（徒長枝）
 - d. からみ枝
 - e. 逆さ枝
 - f. きり枝
 - g. ふところ枝
 - h. その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等）
3. 病虫害枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
4. 枝、弱小枝等はブランチカラーを残して切り取る。

①-3 強剪定

1. 強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
2. 高さを制限する必要のない樹木については、芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。

3. 古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、また割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

②【施肥】

②-1 一般事項

(1) 基本的事項

1. 所定の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、監督員と協議の上実施する。
2. みぞ及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

②-2 高木施肥

(1) 輪肥（わごえ）

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20cm 程度のみぞを輪状に掘り、みぞ底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。みぞ掘りの際、特に支根を傷めないよう注意し、細根の密生している場合はその外側のみぞを掘る。

(2) 車肥（くるまごえ）

樹木主幹から車輪のように放射状のみぞを掘る。みぞは外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、みぞ底に肥料を平均に敷き込み覆土する。みぞの深さは 15 から 20cm 程度、長さは葉張りの 3 分の 1 程度とし、みぞ長の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。

(3) 壺肥（つぼごえ）

樹木主幹中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。

- (4) 移植直後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木
みぞ及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の 5 倍になるように掘る。

③【病虫害防除】

- ・病虫害発生の早期発見に努め、極力、薬剤を使用しない方法（剪定防除、捕殺等）により防除を行う。
- ・薬剤防除にあたっては、農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、使用量を最小限にとどめるよう努める。
- ・散布に際しては近隣住民や公園利用者に事前周知を行うとともに、健康被害の防止に充分配慮する。

〈備考〉

(1) 病虫害防除

病気や害虫により、樹木が著しく損傷を受けたり、美観を損なわれた場合にそれらの回復のために行うものである。なお、病虫害防除には被害を未然に防ぐ方法（予防）と発生後の被害を最小限に防ぐ方法（駆除・防除）がある。

薬剤の取り扱いについては、「農薬取締法」、「農薬取締法施行令」及び「農薬取締法施行規則」、その他関連政省令・通知等に基づき、適正に行わなければならない。

1) 剪定防除

アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼齢期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、すみやかに焼却処分あるいは土中に埋める。

2) 薬剤防除

「1) 芝生管理」、「〈備考〉」、「(3) 病虫害防除」による。

5) 樹林管理

①【下草刈】

立入り利用区域の林床の安全性・快適性の確保、園路沿い等の美観の保持、樹林形態の系維持、樹林更新、防災等を目的とし、必要に応じて実施する。

①-1 全面刈り

・一般的な方法で草や笹類、ほふくして生長する雑低木類を、林地の前面に渡って刈り払う方法である。樹木が陽樹の場合や、密植されている場合に最適な下刈り方法であり病虫害の発生もある程度抑制するが、幼齢木を冬季の寒風にさらしたり、地表の乾燥・表土流亡の恐れもあるので、下草刈りする時期に注意しなければならない。

①-2 部分刈り

・樹木の根元部分や、生育に支障を及ぼすおそれのある背丈の高い雑草・雑低木及び笹類・つる性植物を選択し刈り払いする。樹木の維持更新を目的とする場合は、育成樹種の生長を阻害する恐れのある種を刈り取る選択的下草刈りをするとうい。いずれの場合も周辺環境、刈り払い時期を勘案しながら刈り取った雑草類は場外搬出せず、なる雑草の再発生・繁茂抑制。土壌の乾燥、表土の流坊防止・肥沃化等を目的としたマルチング材としての利用を図るようにする。

②【枝払い】

枯枝切り、下枝切り、切透し等による枯枝及び生枝の一部を除去することによって、日照、通風を良くして病虫害の発生を抑え、林床への日光量を増加させて林床植生の生長を促し、景観的にも整然とした林地とすることを目的とし、必要に応じて実施する。また、園路沿いでは、落枝による事故を予防する。

③【除伐、間伐】

樹冠の閉じた林地においては、それを構成する樹木の各個体間の競争により、優劣の差ができ、劣勢木が多くなると景観的にも貧相となり、病虫害も発生しやすく、風雪害にも弱い樹木が多くなる。そのため、目標植生に向け適する樹林密度に調整することを目的に、形質不良木・粘損木・損傷木等の除去を必要に応じて実施する。

④【病虫害防除】

林地の健全な生育及び美観の保持をはかるとともに、周辺林地への病虫害被害の波及を防止することを目的とし、必要に応じて実施する。

⑤【補植】

適正密度に対して立本密度が低い場合の補充、著しい枯損被害発生後による裸地化した植生の回復、遷移を促すための次代の林地構成種の補充、老齢化した林地の更新を促す補充等を目的とし、必要に応じて実施する。

⑥【萌芽更新】

伐採した樹木の切断面から萌芽を発生させて樹林を再生させる作業であり、必要に応じて実施する。

⑦【その他】

施肥、支柱取替え・結束直し・取外し、ツル切り、クズ除去、毒性植物除去等を必要に応じて実施する。

〈備考〉

(1)モニタリングや利用管理

日常の維持管理作業を行いながら、管理する樹林地が目標とする方向に健全に生育しているかどうか、また、保全対象とされた植生や生物種が保持されているかなどを把握するため、林相、植生、病虫害の発生状況、生物の出現・生息状況、立本密度、林内照度などを調査することも必要である。このほか、立入禁止区域や薬剤散布抑制区域の設定、落葉落枝の搬出禁止など、利用や管理作業のコントロールも広い意味での管理に該当する。

(2)市民との協働による管理

市民の手による里山としての環境維持のための作業やレクリエーション体験活動が考えられる。目標とする樹林像を維持し、環境や地域文化に関する学習・体験、知識の継承やレクリエーションの場として活用をはかっていくためには、公園管理者と市民の協働による取り組みが欠かせない。

6) 草花管理

①【地拵え】

1. 古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。
2. 花壇面は床土をシャベル等により 30 cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やごみを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
3. 施肥を施す場合は、所定の施肥量を、花壇面に均一にまき、くわ、レーキなどにより床土とよく混合する。

②【植付け】

1. 草花の種類・配置・花の色・植付けデザインについては、花壇が良好な状態を保持できるよう創意工夫を凝らしたものとすること。
2. 植付け後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど植付けが確実でないものは植え直しする。

③【除草・灌水】

1. 除草、灌水を適切な時期及び回数をもって行うこと。
2. 除草は花苗をいためないよう、除草器具などにより、雑草だけ根より抜き取る。この際、花苗の根が浮き上がったりしているものは植え直す。
3. 灌水は花苗をいためないよう、丁寧に行い、根に十分水がいきわたるよう浸透させる。

④【施肥】

1. 元肥は、花壇面に所定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の状態に応じ、最も効果的な方法で行う。

⑤【その他】

管理作業中に花の枯れ、紛失等が見られた場合は、すみやかに花の補植を行うこと。

7) 園内維持管理

①【灌水】

対象樹木やその時期の気候条件等を考慮し、適切な方法で実施する。おもに、夏期の干天時の水分補給を目的に、必要に応じて実施する。

灌水の方法としては以下を参考とする。

①-1 葉面灌水

葉面上の粉塵などを洗い落とすよう前後表裏方向をかえて水を吹き付ける。

①-2 地表灌水

根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢をつくり指定量の水を灌水する。

①-3 地中灌水

根元周辺に灌水用の縦穴がある場合は縦穴より灌水を行う。水は指定量を数回に分けて灌水する。

②【枯損木撤去】

- ・原則として地上部のみを撤去する。
- ・生育不良樹等については、樹勢回復や延命措置を総合的に考えあわせ、真にやむを得ない場合に限り伐採を行う。また、伐採にあたっては来園者等に事前周知を行うこと。

〈備考〉

枯損木処理においては以下の内容に留意し、必要に応じて実施する。

1. 枯損木の伐採にあたっては周辺樹木、工作物等を損傷しないよう注意深く行う。
2. 切株はできるだけ地際より処置すること。
3. 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断したあと、指定方法により処理し地はきれいに清掃する。

③【支柱管理】

- ・不要になった支柱は速やかに撤去する。

〈備考〉

継続して支柱機能が必要な樹木において、老朽化した結束材（しゅろ縄、杉皮等）や支柱材を更新し支柱の支持力を回復させるとともに、生長に伴う樹幹、枝等への結束部分のくい込みを防止することを目的に、必要に応じて実施する。

支柱取り替えの方法としては以下を参考とする。

(1) 支柱取り外し

在来の支柱の取り外しは樹木を損傷しないよう充分注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。

(2) 支柱取付け

控木を新たに取付ける場合は、樹木の大きさにより美観も考えたうえで、目的に応じて支柱控木の型を使い分ける。その他、美観を重視する場合や周囲が舗装され支柱部材が立てられない場合、地中の部材により樹木を支持する方法を考慮する。

(3) 支柱結束直し

在来の杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないよう、ていねいに取り除く。再結束にあたっては、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮を巻き、しゅろ縄で結束する。

④【植栽地清掃】

植栽地清掃においては以下の内容に留意し、必要に応じて実施する。

④-1 全面清掃

- ・植込地内のごみを取りこぼしのないようきれいにかき集め、指定箇所に運搬処理する。
- ・植込地内に散乱するごみ類とともに、落葉、落枝等も竹ぼうき等によりかき集め、指定箇所に運搬処理する。なお、できるだけ、土を含めないよう注意する。
- ・低木内のごみ等は、低木類をいためないよう注意して取り除く。
- ・燃性ごみと不燃性ごみとに分離する場合は、それぞれに確実に仕分けし、指定方法により処理する。

④-2 選択清掃

- ・落葉、落枝等をなるべくそのまま堆積させて土に還元させるよう努める場合は、ごみ等はひとつひとつ取り除き、指定箇所に連搬処理する。
- ・その他は「1. 全面清掃」に準ずる。

⑤【その他】

樹木をよりよく管理するためには、樹木の生育状態、生育環境を適切に診断するとともに、利用者の安全確保、公園内外の施設への影響、周辺住民からの苦情・意見等を把握し、適切な処置を施す。

⑤-1 病虫害の被害が発生した場合

剪定や捕殺などによる防除に最大限努め、やむを得ず薬剤を使用する際は、薬剤が子ども、公園利用者、住民に健康被害を及ぼすことがないようにしなければならない。公園においてどのような場合に薬剤を使用するのか、薬剤使用の基本方針を定め、公園利用者、住民など関係者に広く知らせ、理解が得られるようにする必要がある。やむを得ず薬剤を使用する場合は、散布予定日時、場所、防除する害虫と発生状況、使用する薬剤、注意事項などについて、事前に公園利用者、住民など関係者に情報提供を行うなど十分な配慮を行うこと。

⑤-2. 根上がりや枯損木への対応

大木に生長する樹木は、園路脇の狭い植栽帯のような生育環境が悪い場合や剪定が不十分な管理状態により、肥大した根が舗装面を持ち上げる根上がりや、植栽帯の縁石の押し出しなどを引き起こすことがある。また、病虫害の被害を受けたり、老木が増え、あるいは木々が密になって枝枯れが多くなったりすると、台風等による強風での倒伏や、高い位置にある枝が落下することが懸念される。これらを放置すると、公園利用者や園内の施設等に被害を与える危険性が高まるため、随時、樹木の健康状態を把握し、それに対応した適切な維持管理を行うことが重要であり、公園管理者は日常的な巡回により樹木の安全度、健全度を診断すること。

⑤-3. 周辺住民からの苦情等への対応

公園の外周部に植栽された樹木については、公園に隣接する施設や周辺住宅地へ影響を与える場合がある。隣接する施設としては電気通信施設の架空線があり、枝が電線にかかった際に剪定される場合が多い。また、周辺住宅地においては、樹木が繁茂することによって日照の妨げになる、秋の落ち葉が入り込む、見通しや景観を損ねる等の苦情がある場合も多い。公園管理者は、日常的な巡回点検により状況を確認するだけでなく、影響する関係者からの苦情や意見等を聴き取った上で、剪定・伐採等の処置を検討すること。

(3) 実施水準

管理項目		基準	備考
芝生管理	芝刈	年4回	
	除草	年2回	
	補植	随時	
植込み地管理	刈込み 低木	年1回	
	除草 植込み地	年2回	
草地管理	草地草刈	年1～2回	
樹木管理	剪定	随時	
	施肥	随時	
	病虫害防除	随時	
樹林地管理	下草刈	年1～2回	
	枝払い	随時	
	除伐、間伐	随時	
	病虫害防除	随時	
	補植	随時	
	萌芽更新	随時	
	その他	随時	
草花管理	地拵え	随時	
	植付け	随時	
	除草・灌水	随時	
	施肥	随時	
	その他	随時	
園内維持管理	灌水	随時	
	枯損木撤去	随時	
	支柱管理	随時	
	植栽地清掃	随時	
	その他	随時	